

『民主文学』8月号は、「スパイ防止法に反対する一治安維持法下の弾圧事件から考える」を特集し、「長野・教員赤化事件」「横浜事件と細川嘉六」と「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を取り上げました。この掲載にあたっては、治安維持法国家賠償要求同盟顧問の藤田廣登さんの紹介で、編集部から執筆要請がありました。藤田さんは、2012年の「真相を広める会」発足準備段階から「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に注目して、真相を広めるために尽力されてきました。感謝します。「民主文学」編集部の了解をいただいて、全文を掲載するとともに、4面で一緒に特集した2つの事件の要旨を紹介します。

高市政権が画策している「スパイ防止法」制定を断固阻止するために、治安維持法下の時代に引き起こされた国家権力犯罪を再度掘り起こし、真相を明らかにすることは極めて重要です。（福島 清）



冤罪は法体制に仕込まれていた —宮澤・レーン・スパイ冤罪事件—

太平洋戦争開戦の1941年12月8日、スパイ行為を口実に、全国で126人（追加15人を含む）が逮捕状抜きで身柄拘束で一斉検挙された。中でも北大生・宮澤弘幸は、無実を疎明したにも関わらず1審の札幌地裁で懲役15年という法外の酷刑を宣告され、上告するも、大審院（最高裁に相当）で無審問棄却となり、極寒の獄・網走で服役した。

戦後の年1945年10月、占領軍覚書（指令）で釈放されたものの、過酷な獄中に加え結核にも罹患し27歳で死去した。事実上の獄死ともいえ、この時点の真相解明で「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件」と呼ばれる。国家権力による許されざる犯罪というべき冤罪だ。

冤罪の構造は、事実関係の歪曲と法運用の不当からなる。1審判決（内務省書写）によれば、被告が夏季休暇中の労働実習や旅行中に見聞した軍施設の情景等を「軍事上の秘密」と捻じ曲げ、「見聞」を「探知」と偽り、これを北大予科（旧制高校に相当）の英語教師であるレーン夫妻に「漏洩」（漏洩）したと言いがかりをつけ、「軍機保護法」の探知罪及び漏洩罪に当たると判決した。

だが、被告には見聞対象が「軍事上の秘密」であるとの認識がなく、まして探知すべき動機（犯意）もない。たとえば根室の海軍飛行場の件では、旅の車中の相客か

ら知らされて車窓から眺めた程度の見聞であり、少なくとも一国の軍事力・国益に殊更の害を及ぼすであろう探知（見聞）ではないこと、判決自体がはからずも明かにしている。

レーン夫妻に漏洩との断罪も、実際は軽い旅行談の中の一話だったかどうかという程度に過ぎない。レーン夫妻も「あるいは聞いたかもしれないが、覚えてはいない」と予審尋問で述べており、旅行談があったかどうかも定かでない聞き流しだった。

よって、ここで見逃せないのは、容疑の些末さと、科された酷刑（懲役15年）との異様なまでの落差だ。換言すれば、この落差にこそ、宮澤冤罪の本質、そして真相が込められている。宮澤弘幸からの「漏洩」を受けたとされるレーン夫妻も同様の酷刑（夫ハロルド懲役15年・妻ポーリン同12年）を科されおり、併せて「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」として究明されることになる。

事実の歪曲にも増してあくどいのは、事を裁く法の成り立ちと乱用だ。一言にして、本件適用の「軍機保護法」そのものに冤罪を生む要因が仕込まれていたと言って過言とはならない。この解明自体に本件冤罪究明での一番の教訓があり、翻って、二度と国家権力による冤罪を起させないための肝心要が込められている。それはどうい

うことか。

軍機保護法は、1899年の制定で、その原型は軍内部の規律法だったが、戦争翼賛体制が進む中で改悪を重ね、特に盧溝橋事件さ中の1937年8月の「改正」では、立法関係者から「新法」と呼ばれるまでに条々を改め、法の構造をも一変させた。

要点を挙げれば、

- ・軍機の範囲を作戰、用兵等と限定するかにみせて「其の他の軍事上秘密を要する事項」を付記することで無制限拡大を可能にし、
 - ・軍機指定権者を「陸海軍大臣が命令を以て定む」として軍による専権化を明記し、
 - ・国民の立ち入りを制限する「秘匿地域」を軍が自在に設定できるように仕組み、
 - ・加えて、過失、偶然による見聞、未遂、扇動をも探知罪、漏泄罪の対象とし、
 - ・最高刑を死刑にまで拡大した
- となる。

一瞥、一切を軍部の差配に委ね、人権抑圧の惧れを潜ませている。軍が黒といえば黒になりうる危険な法規であり、旧憲法下の「臣民の権利」からいっても到底容認は出来ないと見抜かれ、貴族院の学識議員・織田萬らによる「無実の罪びとを出さない」ための重厚で緻密な議論が重ねられる展開となった。

以て陸海軍部も無理強いが出来ず、条文の改正は強く拒みながらも、運用面での歯止めには応じ、「軍事上の秘密は……統帥事項又は統帥と密接なる関係を有する事項に関する高度の秘密……即ち尋常一様の手段では探知収集出来ぬ、不正手段を以て是等の秘密を探知収集する者を処罰するの意味」等々と限定に応じる答弁を重ね、これらを

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

——との付帯決議に集約し、陸海両大臣も議場で遵守を宣明、原案可決となった。この共通認識の要点を簡明にすれば、

- ・法で守る「軍事秘密」とは、不法の手段に依らねば探知しえない高度な秘密に限る
- ・法が罰する「探知」とは、不法な手段による探知に限る
- ・法が適用されるのは、取得対象が「軍事秘密」だと認識していて犯した者に限る

——との3原則となる。

よって、この3原則に照らし、宮澤弘幸に科された罪状を重ねれば一目瞭然だ。

車窓から眺めた根室海軍飛行場の一件の他にも①夏季労働実習の樺太・大泊の海軍工事現場で「係員等より聴取し又自ら目撃して」得た見聞、②樺太・上敷香の海軍飛行場工事現場で「係員より聴取して」得た見聞、③灯台監視船羅州丸に便乗して樺太・千島の各灯台を巡航した折に「係員其の他より聴取し又自ら目撃して」得た見聞——といった類で、いずれも「尋常一様の手段」による見聞であって、不正不法な手段による見聞は唯の1件もない。この法理に照らせば、皮肉なことに1審判決自体が完全無罪を証明している。

逆に言えば、戦争体制固めへ突っ走る国家権力は、法を逆手に暴力化する。法成立の要であった「付帯決議」はもとより議会審議で共有された条文解釈、法理の全てを平然と無視、勝手な法運用で無実の人をも拘束し、「自白」を強要し、過酷な刑を科し、冤罪に目をつづった。これには公正・良識の最後の砦であるはずの裁判所までが隷従している。これは決して忘れてはいけない権力の実相だ。

先に、一斉検挙の一環と提示したが、北大関係では宮澤、レーン夫妻の他に、夫妻の知己ら4人も検挙されている。半ば仮説になるが、特高（内務省）・検察の狙った本命は敵性外国人（アメリカ人）であるレーン夫妻であり、宮澤を含む5人は、夫妻にスパイの濡れ衣を着せるための傍証要員だった。

中の一人・黒岩喜久雄（北大卒業生）が戦後に回顧した事実を要約すれば「取調べではもっぱら夫妻の動静についてしつこく聞かれただけで、私への嫌疑が何なのかは聞かされもしなかった」とある。実際、黒岩には判決文の交付もなく、戦後に原本の一部書写が見つかるまで、有罪にされた理由をも知らずにいた。平常の法感覚ではとても信じられない経緯だが、これが真相である。

結果、黒岩ら3人は懲役2年。1人は「嫌疑なし釈放」となったが、この間100日を超える勾留・詰問にあって、戦後に見つかった判決文等によれば、旅行中に見た飛行場予定地とか、応召中の配置先など宮澤と全く同様のとってつけで、黒岩によれば「控訴しても苦痛と生活被害が増幅するだけだ」と弁護士から諭されたといい、他の2人も同様だったと思われ、冤罪に服している。

では何故、傍証要員5人のうち宮澤弘幸だけが酷刑に処されたのか。

真相は、なお闇の奥だが、考えられる一つには濡れ衣への身を挺しての強い抵抗があった。事件の解明と共に

見えてきた宮澤の人となりは、曲がったことの嫌いな稀にみる頑固者だった。この先は究明から導かれる仮説となるが、「レーン夫妻に頼まれたと言え」との強要に真っ向から反発し、否定し、「自白」を拒否した。一方、特高・検察は、思うがまま自白に追込むのが権威と自縛、墮ちるところは底なしの拷問となる。拷問の痕は戦後釈放された体にはっきり残っていた。

宮澤は、おそらく冤罪拒否だけでなく、冤罪を強要する特高・検察のありようそのものに踏み込み、強く批判した可能性がある。当時の司法風土では、特高・検察批判は国家への反逆と映った。不正、不実を嫌う宮澤の頑固さが裏目に出たとも言える。

宮澤はむしろ軍国少年で、国威発揚に寄与する公募・論文で受賞したり、陸海軍の軍事講習にも積極的に参加し、海軍の給費学生にも選ばれていた。特高・検察は、このような宮澤の志操・信条をも十分把握しており、不用意に放免すれば、その言動によって国家への災いとなると恐れ、長期刑によって口を封じ、同時に世情に向けては見せしめとし、戦争国家の絶対性を維持しようとした。

反転して、検察・裁判所なりに量刑の平衡を図る策略から、レーン夫妻へも宮澤見合いの重刑を科したこと、既に触れている。

だが、裏返せば、当時の司法目線に立っても、レーン夫妻に重刑を科すのは極めて難しかった。夫妻の取得とされる「軍事秘密」は全て宮澤らからの漏泄によるもので、夫妻自らの探知とされる事実は全くなく、探知罪を科すことは本来なら出来なかった。

そこで策を弄し、宮澤らの「漏泄」を夫妻が「爲さしめた」とすり替え、話の端々で「質問詮索」したと偽り、これを以て「探知」と言い換えた。苦し紛れというよりは露骨の極み、まさに先に罰ありきの、後づけした罪であり、法を蔑ろにしている。

加えて糺すべきは、軍機保護法を補完し冤罪を誘引す

る法体制が周到に仕組まれていたことだ。1941年5月に施行の国防保安法は、第2章刑事手続の条項で軍機保護法関連捜査での逮捕状抜き「検挙」を合法とする特例を嵌め込み、これが、12.8一斉検挙を公然と行う根拠法ともなっている。

続いて、1942年3月施行の戦時刑事特別法では、国家機密（スパイ）関連事件での証拠等非開示を組み込んでいる。これによって、弁護活動の制限から、法廷での証拠不開示、判決文の不交付までを可能とし、暗黒裁判を合法化している。理由は、開示によって機密が公開同然となるのを防ぐとしているが、巧妙な人権防禦権の侵害に他ならない。

さらに、要塞地帯法、防御海面令、軍用資源秘密保護法等々、そして治安維持法、国家総動員法とあり、戦争遂行権力にとって目障りな国民を無限定に拘束し、無限定の罪（冤罪）に押込む法体制となって巧妙に覆いかぶさっていた。12.8一斉検挙の真相も、軍・国家に害を及ぼす秘密漏洩があつての検挙ではなく、先に検挙ありきの戦争体制固めだったこと、これら事実が証明している。

翻って、暗黒・強権の再来を許してはならない。国家権力による冤罪の教訓をいかに生かすか。ここでは、最低限、立法時の監視を挙げたい。危ない法は必ずもっともらしい仮面をつけて仕掛けは見えないようにし、半面で、可決に至るまでは、答弁を弄し、付帯決議にも同意したふりをする。

だが法は、法となった途端、権力が仕込んだままに独り歩きする。だから、最低限、必要不可欠な事項は条文で明記させなければならない。内外ともに先に明るさの見えない厳しい状況が続く時代、決して「軍機保護法」の轍を踏んではならない。国家権力による冤罪が戦争への道と一体になった史的事実に思いを深め、広く呼びかける。

（福島 清＝北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局）

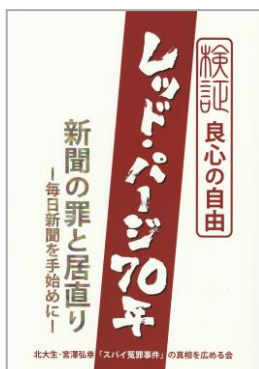
>> 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」刊行の主な書籍・冊子<<



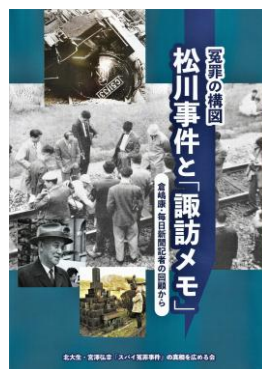
2014年9月5日刊



2019年10月1日刊



2020年12月31日刊



2021年11月1日刊



2025年12月8日刊

<『民主文学』8月号掲載の「長野・教員赤化事件」と「横浜事件と細川嘉六」の要約（文責・福島清）です>

矜持を貫いて―長野・教員赤化事件

「コンコン」。玄関のドアをノックする音に目が覚めた。「来たか」吉沢利男は、立ち上がって半纏を羽織った。「先生、とうとうきました。9時に上諏訪署へ出頭ということなので、ゆっくり仕度をしてください。寒いのでうんと厚着して、俺は8時頃、村境で待っとるで、来てください」。駐在は小声でいって踵を返した。

1933（昭和8）年2月4日未明を期して治安維持法違反とする大弾圧が、長野県下一斉に行われた。藤原晃をはじめとするリーダー格の24名の青年教師が拘引された。以降数カ月の間に608名（内教員230名）が検挙された。この弾圧は「2.4事件」と呼ばれ、「教員赤化事件」としてセンセーショナルに喧伝された。弾圧された教員の多くは、吉沢がそうであったように、子どもたちや父母をはじめ、周囲から信頼されていた優れた教員であった。検挙された教員のうち28名が起訴され、13名が有罪となった。また115名が何らかの行政処分を受け、教壇から追われた者も33名に上った。この仕組まれた弾圧事件は教員だけが対象ではなく、満洲事変に始まる大陸侵略に反対し、深刻な生活難の中で要求運動を強めていた民衆の動きを潰そうとしたものであった。

「2.4事件」に対して信濃教育会は「本県教育の歴史を汚損せる重大問題」との認識のもとに、事件に関係した教員を異分子として切り捨てた。

戦後、憲法・教育基本法施行の下、教職員の要求に基づき結成された長野県教組はいくつかの成果を生み出した。上水内支部教組も1946年に結成大会を開き、吉沢を書記長に選出した。一方、信濃教育会は、戦争への積極的な協力もあって青息吐息の状態に陥っていた。

すでに占領政策の方向転換をはかっていた占領軍は、組合活動の伸展にストップをかける必要があった。ここに占領軍と信濃教育会の接近となり、ケリーという27歳の軍政部教育担当官と教育会のボス馬場源六とがタックを組んだ。昭和24年3月の教員異動に当たって、県教祖や各支部の役員を兼ねていた校長・教諭の罷免、格下げなどの大規模な人事、いわゆる「ケリー旋風」が吹き荒れたのである。

吉沢は「ケリー旋風」により安茂里中学校校長の職を剥奪され、郷里の御山里中学の一教師となった。1958年、53歳で退職した。

「父は自分の考えを曲げずに生きたと思います。父が苦勞した時代、再び許してはなりません」。87歳の長女・靖子さんは、語り続ける。

暗黒の時流に抗し直言―横浜事件と細川嘉六

「私の生まれは、富山県の泊（とまり）という日本海に面した漁港です。そこは越後の『親知らず子知らず』という難所からわずか3里ほどのところですから、越後と越中の国境に近いわけです」

経済的に恵まれなかった細川嘉六（1888～1963）は、新聞配達や小学校の代用教員をしながら家計と支えた。18歳で上京、念願の中学校に進学。その後、一高、東大法学部に進学し、住友本社、読売新聞記者、東大経済学部助手、大原社研研究員を経て、政治・経済学者としての道を歩んだ。

戦時下最大の言論弾圧と言われる「横浜事件」の証拠とされたのは、この町の料理旅館「紋左」で1942年7月6日に撮影された一枚の写真だった。細川が知り合いの総合雑誌編集者などを郷里に招いて懇親会をした際に、浴衣姿で撮った写真が神奈川県特高警察により「共産党再建の謀議」の証拠とされた。1942年、日本が太平洋戦争に突入した翌年のことである。細川はこの事件の首謀者とされた。逮捕者は研究者、編集者など60人余に及んだ。なお、細川は「紋左」での懇親会後の同年9月、総合雑誌『改造』（8、9月号）に発表した論文「世界史の動向と日本」が治安維持法違反とされ、警視庁に検挙された。

細川は検挙後、警視庁世田谷署に勾留され、31日に及ぶ特高警察の尋問を受けた。その後、1943年5月10日に東京刑事地裁検事局に送致され、東京拘置所に移され、さらに1944年7月に横浜刑務所未決監に移された。戦後は治安維持法廃止後の1945年11月10日に「免訴」となった。

細川は獄中から、妻・みね子あての書簡を送っており、うち17通が現存している。獄中書簡は検閲があり、記述内容に制約があった。そのなかでも1945年3月6日付では、週刊の国策雑誌を差し入れた妻に謝意を示しつつこう綴った「世の中のこと、国内の出来事、皆自分の掌の中にみるようです。従来私が深く考え発表してきた通り、続々発現し来り、誠に学問の威力をしみじみ感じます」

細川は1946年、日本共産党に入党。1947年の第1回参議院選挙で全国区から立候補し当選。1950年に再選されたが1951年9月に米占領軍総司令官マッカーサーの指令により、公職追放された。

2024年5月21日、NHKの朝ドラ「虎に翼」で、細川の論文「世界史の動向と日本」を掲載した「改造」が画面に映しだされた。論文名と細川の名前があるページもズームアップされた。